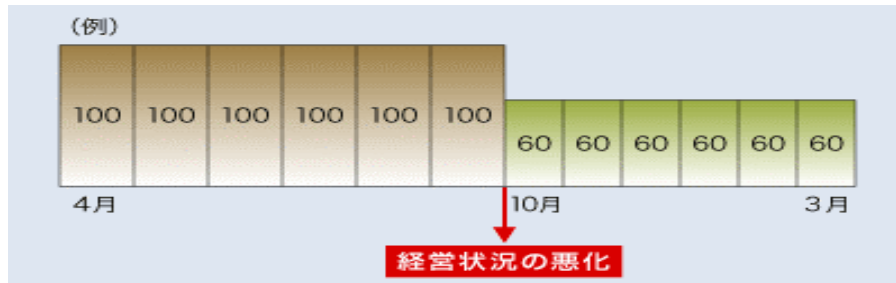




お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

(3) 経営の状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由により改定された場合(減額した場合に限り、(2)の場合を除く)の、改定前の各支給時期における支給額が同額である給与と、改定以後の各支給時期における支給額が同額である給与



(4) 継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの

したがって、給与の額を事業年度の中で改定した場合には、上記の(2)または(3)に該当するものでなければ、定期同額給与に該当しないこととなります。

#### Q&A



Q：定期株主総会で役員報酬を期首に遡って増額改定して、その遡及増額分を定時株主総会の後の最初の支給月に一括支給した場合は定期同額給与として損金算入できますか。

A：損金算入される役員給与は、職務執行期間開始前にその職務に対する給与の額が定められているなど支給時期、支給金額について事前に定められているものに限られています。したがって、既に終了した職務に対して、事後に給与の額を増額して支給したものは損金の額に算入されないこととなります。

Q：定期株主総会で役員報酬を期首に遡って減額改定して、その遡及減額分を定時株主総会の後の最初の支給月に一括減額した場合はどのようになりますか。

A：一括減額した後の金額が定期同額給与に準ずる給与となり、翌月から支給額を本来の改定水準に戻したとしても、一括減額後の金額と本来の支給額との差額部分は損金に算入できないものと思われます。したがって、遡及減額する場合も、改定後の期間で按分し毎月の給与から減額する方法が考えられます。

(文章担当：岡本、富田)

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、“司法書士との提携”、“創業支援パック”といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願いいたします。(06-6944-4117まで)